

Title	『芝新錢座慶應義塾之記』に関する若干の考証(一)
Sub Title	Fukuzawa (福沢)の "Note of Shibashinsenza Keio Gijuku" (芝新錢座慶應義塾之記) (I)
Author	中山, 一義(Nakayama, Kazuyoshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1967
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.40, No.1 (1967. 7) ,p.1- 24
JaLC DOI	
Abstract	In the fourth year of Keio, 1868, Fukuzawa reorganized his school, founded ten years before, and named it Keio-gijuku after the English 'public school' and then published a small guidebook titled 'Shiba Shinsenza Keio-gijuku no Ki'. The book showed us the earliest one of European type private schools in Meiji Japan. And it has seven articles as follows: 1. The organization and aim of the Keio-gijuku society. 2. Rules of the school life. 3. Rules of the dining-hall. 4. Entrance procedure. 5. The schedule. 6. The map of the campus. 7. The account of the 'Chugen' festival. The present thesis will analyze and explain those articles from the viewpoint of the historical study of Japanese educational thought.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19670700-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『芝新錢座慶応義塾之記』に関する若干の考証(一)

中 山 一 義

は し が き

ここに『芝新錢座慶応義塾之記』という表題の和装・木版本で十丁ばかりの小冊子がある。大きさはA5版、本文は十八頁、そのうち一頁は図面、字数は一頁およそ二百五十平均として、総数四千二・三百前後、上質の和紙の袋綴り、刊行は推定で慶応四年七月とされている。現在慶応義塾大学塾史編纂所の所蔵であり、別掲の写真がその全文である。

内容は、(一)「慶応義塾之記」(二)「規則」(三)「食堂規則」(四)「入社規則」(五)「日課」(六)「塾平面図」(七)「中元祝酒之記」以上である。(一)は近世洋学百年の歴史的伝統を承けて、慶応義塾が誕生したことを天下に宣言した文章であり、(二)は塾生活についてとりきめた諸規則、(三)は食堂における塾生の心得、(四)は慶応義塾会社へ入社する際の諸手続、(五)は前年アメリカ行で買つて帰つた教科書を採用し、鉄砲州時代に養成した若い学者を担当者とし、七曜制・洋時制を以て配当した授業の時間割、(六)は社頭住居・塾舎・講堂・食堂・運動場・遊園のほか、調理場・髪結床・門番詰所・門などの所在を示す図面、(七)は学問の命脈を断つまいとして、維新戦争をよそに講学に精進する義塾社中の決意を披瀝した文章である。

起草の時期は、(一)から(六)までは慶応四年(一八六八)四月の開講の際、(七)は同年七月十五日の中元の佳節で、七月中には、おそらく印刷刊行されたであろうと推定する。また、明治二年八月付で、再版と見るべきものが刊行されている。それは、(四)の「入社規則」を欠き、(五)の「日課」に大改訂を加え、また童子局と汐留出張所との新設が記入され、更に(六)の図

面には、前年に予告されていた場所に、この年新築された塾舎が書き加えられている。

起草・刊行の動機は、塾生への案内のほかに慶応義塾が誕生したことを世の人々に知らせて、ひろく有志の来学をすめるためであり、それには、慶応義塾の精神と学問・教育の内容を知つてもらう必要があり、そこで、これらの文書を一つにまとめて、『芝新錢座慶応義塾之記』という小冊子として刊行したのである。

慶応四年四月開講に当つて、「慶応義塾之記」を発表すると、間もなく反響があつて、「内外新報」という新聞が、閏四月十八日付第十六号で、これをとり上げ、「福沢諭吉芝新錢座に塾を立て、慶応義塾と号す。閏四月三日工竣り、始じめて塾をひらく。今其塾記手に入りたる故ここに載す。其塾則と其図とに至りては、他日手に入るときしるすべし」という紹介記事とともに、その全文を掲載している。

この小冊子に盛られた内容をよりよく理解するためには、起草され発表された時代的背景を知らなければならない。これよりちようど十年前の安政五年（一八五八）の冬、福沢塾は蘭学の家塾として、中津藩のヒモ付学校の性格をもつて、江戸築地鉄砲州の中屋敷内五軒つづきの長屋の一軒に設けられた。そのヒモといわれるものに三つの絆があつた。第一に塾主は藩の家来で、雇われ教師の身分であつた。したがつて、第二に財政的にはいろいろな面で藩に依存していた。第三に講学の目的が藩の命令のわくの内に縛られていた。要するに、身分的にも財政的にも学問的にも自主的でなく自律的でなかつた。このようなわくを一举にとり除くことのできたのは、まず、万延・文久・慶応と三度にわたつて西洋文明を実地に見聞して、福沢の学問・教育に対する眼が開けたためと、次に、福沢の著訳が当時ベストセラーになつて、独立する資金ができるためと、最後に、明治維新で幕藩制が解体しておのずから身分が解放されたためである。このように条件が整つた上で、福沢塾が生まれ変つて、慶応四年慶応義塾という近代私学が誕生したのである。

『芝新錢座慶応義塾之記』と同じような文書は、江戸時代には「何々学校規則」とか、「何々館記」とか、「何々塾則」

とか、いろいろ出でている。出色のものを二三挙げると、有名な「弘道館記」は天保九年水戸烈公が藩校の由来をみずから書いたものといわれており、「明倫堂規則」は文化年中塚田多門の著といわれ、尾州家の藩学明倫堂の規則を記したもので、内容は戒約・舎中約制・読書次第・撰挙科目に分れて、なかなか整っている。私塾では、「伊藤仁斎塾則」は、もと「同志会申約及式」と称したものであるが、これも内容は申約・会式・品題式・誓詞に分れて、これも整つたものである。変つた例として、「医庠諸生局学規」がある。これは漢方官医多紀元信が文久三年に書いた幕府医学館の寄宿生徒寮の学規である。洋医のものには、まとまつたものがまだ見当らぬ。伊東玄朴の象先堂の塾則・入門式があるけれども断片である。

ところで、石川謙氏談によると、学則・学館記の類には、所謂作文が多いから、事実を驗する場合には、注意を要し、慎重でなければならぬ、そうである。そもそもうと考へ、『芝新錢座慶応義塾之記』を吟味考証するに當つては、この忠告を忘れぬようにしたい。

会社

「今爰ニ会社ヲ立テ、義塾ヲ創メ、同志諸子相共ニ講究切磋シ、以テ洋学ニ從事スルヤ、事本ト私ニアラズ、広ク之ヲ世ニ公ニシ、士民ヲ問ハズ、苟モ志アルモノヲシテ來學セシメンヲ欲スルナリ」というのが、「慶応義塾之記」の書き出しの文章である。その意は、いまここに、同じ志をもつものが集つて社を結び、洋学の講究という目的を達するために学校を立てたが、洋学の講究ということは本来公共性をもつた仕事であるから、ひろく世に公開して、いやしくも志のあるものならば、士族平民の別なしに來學して欲しい、というのである。

右の文章の中には、二つの問題がある。一つは「会社」、一つには「義塾」である。まず、ここでは、「会社」という語

の考証からはじめる。社を結んで、学問を講究し、学校を立て子弟を教育することは、江戸時代にも行われていた。古くは仁斎を中心に集つた同志会、下つては華山を中心に結ばれた尚歯会などは学問の講究、知識の交換を行つたもので、子弟教育の例は郷学などがある。しかし、福沢とその同志の頭にあつたのは、福沢が『西洋事情』に紹介している英國に行われている社中組織であることに間違いない。大陸諸国、ことにプロシヤなどに比べて、英國は教育制度は見劣りするにも拘らず、その文明が進んで学問の程度の高いのは、人々が政府の力に頼らずに自らの力で、会社などを起して学校を立て子弟の教育を行つてゐるからである、ということを『西洋事情』に書いてゐる。これは國民の元氣の現われで、それが文明を進める原動力だと福沢は見ていらる。福沢とその同志たちが、まず、会社を立て、その会社の事業として、学校を創めた、というのも、このような英國の事情の認識がもとになつてゐるのである。福沢は単に『西洋事情』にそれを紹介するにとどまらず、みずから実行したのである。その時の同志は鉄砲州時代に教えた人達であり、学校を建てるのに必要な最初の資金は、彼が著訳でもうけたもので、それをこの公共性をもつた事業に注ぎこんだのである。これが会社の最初の財産になつたが、明治三年頃のことを書いたものを見ると、福沢家の家計と慶應義塾の会計とははつきり区別されていたことを示す資料があつて、会社の基礎が固まり、そのころには自力で動き出していくことがわかる。

福沢やその同志たちは、この会社を「慶應義塾会社」と呼び、みずからを「慶應義塾社中」と称していた。従来、この会社に、Companyとか、Societyとか、いう英語を当ててゐるが、社中交際の場という側から見れば、Societyでもよく、同志の仲間を頭においていえば、Companyでもよい。英國教育史にもその例がある。また、共同事業の主体すなわち、慶應義塾を一つの団体とみて、意志をもつた一個の人間の如くみなす場合には、Corporationという英語が当てはまる。所謂「法人」の意であるが、明治二十年頃に書いた福沢の手紙や、明治四十年慶應義塾創立五十年記念演説会における當時の塾長鎌田栄吉の話の中には、このCorporationが出てくる。この時鎌田が演説で述べてゐるように、

当時の法律の定めるところによつて、それまで、名義の上では福沢家のものになつていた慶應義塾の財産を義塾名義に書き換えた。この場合、福沢家が寄附したのであるとは、誰れも考えなかつた。はじめから、福沢は慶應義塾を私有物視しなかつた。世間では福沢の私塾の如く見ているものが多かつたが、福沢は毎度慶應義塾は社中公有のものである、と文書にも書き、口にもしていたからである。

財産のことはこれ位にして、会社の人的組織について考証して見よう。慶應四年の会社創立から、明治十四年の「仮憲法」制定までは、一定の手続をとつて入社したものは社中となり、学力にしたがい年令能力に応じて、学園生活に必要ないろいろな仕事を分担した。そこでは社中は基本的には平等であるという観念が支配しており、その上で役目がふり当てられる方式であつた。半学半教の制の如きも、私学財政の助けとなり、生徒の学費の足しになつたばかりでなく、当時の学園生活を公明に円滑にするのに役立つた。はじめのころは、学生生徒の大半が士族出身であつたため、士族の世禄制が廃止になつたり、西南戦争が起つたりして、その影響を強くうけて、明治十二・三年頃には、義塾は存亡の危機に見舞われ、閉塾の一歩手前に追いつめられた。この危機を切り抜けて義塾を維持することができたのは、月謝等の値上げによつたのでもなく、借金によつたものでもなく、（借金策は努力はしたが、結局失敗におわつた）、塾出身者と塾に関心をもつ者が維持資金公募に応募してくれたおかげであり、また、明治十四・五年以降時勢が好転して、地方の平民の子弟が多数入社するようになつたからもある。そういうわけで、この頃から、社中の出身社会階層に質の変化がおこつてきた。二十年前後は、福沢が『慶應義塾紀事』の附録の図表に説明しているように、農業関係の者が多く入社した。商工業関係者が入学するようになるのは、明治三十年前後からであろうと推測される。

明治十代の後半、苦境を切抜けて一息ついた時、慶應義塾というコルボレーションの人的構成は、大きく変化していった。従来のように、入社したものはすべて社中として平等に塾の運営に参加するというやり方ではなくなり、維持資金に

応募した者を新たに「維持社中」として、この維持社中が維持社中の中から二十二名の理事委員を選んで、この理事委員に義塾の重要な仕事をとり定めることを委嘱する仕組にした。これが明治十四年の「仮憲法」の定めである。

しかし、数年後、大学部創設のための資本金公募の際、明治二十二年八月に、「仮憲法」を廃めて、「慶應義塾規約」を作つて、義塾卒業生と社頭の特選した者を塾員とし、塾員中から塾員が選んだ二十名の評議員に学事・会計・庶務の要件を議決する権限をもたせる仕組に改めた。明治四十年慶應義塾が名実ともに財團法人となつたときも、この体制には変化なく、基本的な形は、戦後に学校法人となつた今日も変らないといつてもよい。

このように見てくると、慶應義塾の人的構成には、二転三転と変化があつたけれども、初めにうち立てた公共性と独立性という性格は、貫して失われずにいるようである。

(註) (明治四十年創立五十年記念演説会における鎌田栄吉の演説の一節。)

慶應義塾は五十年記念祭を執行し塾内各部にも夫々催しがありましたが、今夕は五十年記念演説会を開くこととなり、私も一場の御話を致しますが、しかし別に名説を吐て諸君の喝采を得ようと云うのではなく、唯必要な事だけ報告をするのです。即ち法人としての慶應義塾、此慶應義塾の法人と云うことは、決して今度始まつたことではない。元から義塾は法人なのである。唯、従来法律上に法人という規定はなかつたのが、先年民法が制定せられて此法人の存在が認めらるゝに至つた。而して此以前から業に已に事実上法人としての生存を保つものゝ中最も古くして最も堅固なる法人団体は即ち慶應義塾であつて、殆ど法人の模範として成立つて居つたものである。実は維新後日本に法律の研究が始まつてから色々外国の法典や法律書を見ては、コオペレーションとかペルソン・モラールとかジュリスチック・パーソンとか云う語の訳字は官民共に困つて、団体とか無形人とか法人とかやつて居たが遂に法人ということに定つた。此法人の意味を最も忠実に実現して居つたものは此の義塾であります。

(中略)

又塾名を選ぶに当つても色々の説が出たらしい。其中にはユニオン・スクールと名づけようと云う空飛論もあつたものと見える。兎に角、一家の私塾でなくして共同の団体、即ち法人として經營したいということは其時分からの希望と見えて、現に彼の慶

應義塾の記の冒頭にも、吾儕爰に会社を立て義塾を創めて洋学を学ぶ云々とある。今日会社と云うと當利会社の方に限らるゝことになつて居るが、これが会社と云う文字の濫觴でありましよう。即ち此慶應義塾会社は法人であるということを言明したものである。福沢先生の意思是、夙くに此主義に定つて居たに相違ない。当時の習慣に依ると学生の入門には束脩を納めると云うことがある、ちゃんと水引を掛け、扇子一本に金二朱と云うようなものを先生に上る。これが束脩の礼である。福沢先生は束脩の礼を探らず、師弟の関係を言わず、唯共に与に西洋文明の学を研究するという主義を以つて立たれた。

それからこの三田に移つた時の社中の約束書にも、これは一家の私塾にあらず、吾党共同の学問所なり、以来は三田の学問所と称すべしと書かれて居る。其の後度々演説に文章に其の意味のことを云つて居られたが、その最も明かなるは銅像開披式の演説に此の塾は一つの寺院の如きもの、慶應山義塾寺という寺とすれば、小幡塾長はその住職で、私はまづ老僧隠居と云うような所であろうと言われた。福沢先生の人格偉大なるが為めに、何としても先生は先生、門人は門人である、去ればと云つて先生の生死と共に存廃を決するものと思うものはなく、矢張り先生の死後と雖も永続し發展すべきものとして協力して來た所から見ると、慶應義塾という団体は、是れは不老不死の法人であると皆な期せずして思つて居つたことである。實に此の塾は倒そうとして倒すことの出来ぬ、廢そうとして廢することの出来ぬ、どうしても動かすべからざるものであると云う様な心持で、別に今月今日改めて法人にしなければならぬと云うような觀念も起らず、別に其の手續なども急がぬと云うようことで、今日に及んだのですが、併しながら又た一面から見ると福沢先生も已に逝去せられ、又た塾の財産も段々増加して、昔のような簡単なものでない。殊に福沢家の方に於いても此の地面の如き全く慶應義塾の共有と思つて居るのに依然として福沢の名義の儘では困る、丁度今回五十年祭こそ好時機であるから此の際之れを登録するとか何んとかして置いて貰いたいものだと云う同家の申出がありまして、取り敢えず評議員会にも相談した所が、財團法人として置こうと云うことに一決したのであります。

義 塾

次に、「義塾」の吟味にうつる。「慶應」については、福沢がその命名の由来を『慶應義塾之記』にも書き、『慶應義塾紀事』にも詳しく記しているので問題はないが、「義塾」は説明なしに使用されているので、従来さまざま疑義がでて、いろいろな解釈や臆測が行われてきた。いずれも一理はあつても、なんとなく判つたようで判らぬまま、はつきりせ

ぬのは遺憾である。そこで手を尽して調査してみた。以下は今まで調べたところの中間報告である。

まず、「慶應義塾之記」の本文を見て氣付くことは、「今爰ニ会社ヲ立て、義塾ヲ創メ」とあつて、「義塾」という語が普通名詞の如く使用されている点である。しかも、全く説明がないのは、当然誰もが知っている語として使用している、と一応考えられる。ところで、先年石川謙氏にうかがつたところ、江戸期には、「義塾」を使用した学校を見かけない、というお話であった。ところが、その後、確実な使用例と見ることのできるものが、二つほど発見されたが、何れも吟味して見ると、その性格が近世中国における「義塾」、すなわち義捐によつて人々のために立てた郷村の塾で、学費を徴収せぬものであることがわかつた。一つは、天明七年(一七八七)十七歳の近藤重蔵が同志と協力して江戸小石川に開いた「白山義塾」、もう一つは、天明八年(一七八八)現在の埼玉県上尾宿に、土地の旧家山崎武平治が、有志と計り、学舎を立て、僧雲室がこれに「聚正義塾」と名付けた、という僅かにこの二例である。江戸期においては、これに近い種類の学校は「郷学校」と呼び慣わして、「義塾」という語は流行しなかつたのであろう、とわたしは推察する。そうして、稀れに、例えば近藤の如く、「義塾」という語を知つた極く少數の人が、自分の立てた学校にこの語を当てたものであろうと判断する。

「義塾」の語義を正しく知るには、したがつて、中国のことを調べなければならぬ。近世中国においては、郷村の重立つた人が自費や村の公共費で学校を立て師を招いて教えさせた。また、宗族といつて、一族の本家分家が多人数あつまっている土地には、族中のものもが金や土地やその他のものを義捐し、又は、一族の共有財産がある場合には、それから費用を出して塾を設ける。清代には政府の政策で官の奨励や補助もあつたので、地方にはこれらの族塾がたくさんに出来た。こういう塾の中には、学費を取らないものがあつた。それを「義塾」と云つたのである。

したがつて、福沢が「義塾」という語を使って、しかも、日本ではじめて、月謝の制度を創始したのは、矛盾もはなはだしいわけで、福沢はこの語の本来の意味を知らずに、感ちがいして使つたか、あるいは、承知の上で、この語に全く新

しい意味を与えて使つたか、いずれかであろう、と考えざるを得ない。

ところで、福沢が束脩の式を廃し、月謝等の制を新たに設けた理由を、『慶應義塾紀事』の中で、説明している。その大意は次のようである。明治維新の戦の結果、塾の教員の中には、今まで藩主からいただいていたものがもらえなくなつて、生計が立たなくなつた。そこで、社中の者が集つて、大いに議論をたたかわした上、授業料というものを取ることに一決した。この新しい制度を設ける理由は、古来日本では、人にものを教えるのは、所謂儒者で、彼等は衣食を藩主からもらうか、出入する旦那から扶持米などをうけたり、揮毫などして潤筆料を取つたり、講筵に出て謝物を受けるなどして、極めて曖昧の間に心身を悩まして、人の為に道を教えたわけであるが、今や、世界中の時勢は、このような曖昧なことでは済まなくなつてゐる。ものを教えるのも人の労力であつて、勞してその報酬を取るのに何の妨げがあらうか。断じて、旧慣を破つて、学生から授業料を取る制度を創めようではないか。というわけで授業料の制を創めた。また、昔から束脩という慣わしがあるが、これは入学の際に、師弟一対一の間にのみ行われてきた古来の礼式であるが、今や、慶應義塾では教員は一人ではない、多數いる。教えるものは皆教師で、学ぶ者皆弟子である。それは、今日教えられる身が、明日は教える身になることが起るやもしれぬ（半学年半教の制）。このように考えると、束脩などの名は不適当だから、入社金とこれを改め、その金額なども明記して、納金の際には熨斗や水引などはつけてくる必要はない。以上が学費を徴収する新しい制度を決定した趣旨である。』

このような、当時としては、思い切つたことを断行しようとしているのに、本来無月謝を意味する「義塾」の名称をなぜ使用したのか、まことに理解に苦しむ。ところで、福沢は他の場合には、漢字の使用は驚くほど正確で適切である。それであるのに、どうして「義塾」の場合だけ矛盾しているのか、わからない。

そこで、この難問を解く一つのヒントとして、福沢が文久二年渡欧の際、ロンドンで買って持ち帰った『英清辞書』

(English and Chinese Dictionary, by W. H. Medhurst, Sen. Shanghai; printed at the Mission Press. 1847, 1848) 三重を以て上記したる。この辞書の Public School の項は「義塾」と訳されてゐる。これを福沢が見たことはまことに間違ひなかろう。むしろ、古波『教育学辞典』の諸橋轍次氏執筆による清代教育制度の記述では、義學（塾）は社学と並んで「公學」の部類に属し、「恤學」・「私學」に対比せられてゐる。前述のように義學も社學も義捐や一族共に有財産を以て地方郷村に立てられた学校で公共性が濃い。だから中國で「公學」と呼ばれてゐるのは当然で、単に設立者の性格だけで、公私の別を立てるわが国の考え方で見るか、私立のようでもあるが、そこには中國的な地方特殊事情があり、したがつて見方がちがうのである。

むしろ、『英清辞書』の Public School は、イギリスの所謂パブリック・スクールのことをやつてゐるのか、それとも、わが國などでは「公立学校」を指してゐるのが、速断はできぬが、訳語に「義學（塾）」を当ててゐるところを見るに、前者に近いようである。何故なら、イギリスや清國には、わが國などとは違つた事情と見方があり、日本人の眼から見て、プライベート・スクールでも、公共性をもつてゐれば、Public School といギリスでは呼び、清國では「義塾」と呼んでゐるからである。この場合「義」は「公」の同義である。「衆々々を共にすむこと」を「義」ともいふ、また「公」ともいうからである。

福沢は恐らく、學費を徴収するか、しないか、といった点を一応はなれて、公共性の問題を考えだらしく。それには三重の意味がある。人間普通の実学と見た洋学そのものの公共性が第一、建當する主体、つまり会社の共同性が第二、全国各地から士庶ともに来学するところ、入学する者に対する公開性が第三、これら三重の性格が、「義塾」の本義である、と福沢は理解していたようである。「慶應義塾之記」のはじめの一節の文章の中には、これら三重の意義が簡明に記されてゐる、と見るのは、わたしのうが眼であらうか。ゆづ一度読み返してみてしまひ。

近世洋学百年の伝統

次に、記述は一転して、近世洋学百年の歴史になる。全体を三期に分け、宝暦天明からおよそ五十年間を第一期とし、これを蘭学の草分け時代と見、次いで天保弘化の頃からおよそ二十年間を第二期とし、すぐれた蘭学者が輩出し、翻訳の書が次々に出て、医学その他、物理・天文・地理・化学など数科の学の端緒が見えはじめた時代と見、更に嘉永の末安政以来開国通商の行われてから慶応四年の現在までの三十年間を第三期とし、鎖国のわくが解き放たれ形勢が一変し、今までのように戰を隔てたような憾でなく、交際する国も英米仏魯蘭と五国になつて、名も蘭学から洋学と改まり、学問が一大進歩をした時代と見てている。

「抑モ洋学ノ由テ興リシ其始ヲ尋ルニ、昔享保ノ頃長崎ノ訳官某等、和蘭通市ノ便ヲ計リ、其國ノ書ヲ読習ハンコトヲ訴ヘシガ、速ニ允可ヲ賜リヌ。即チ我邦ノ人横行ノ文字ヲ讀習ルノ始メナリ。其後宝暦、明和ノ頃、青木昆陽、命ヲ奉ジテ其学ヲ首唱シ、又前野蘭化、桂川甫周、杉田鶴斎等起り、専精シテ以テ和蘭ノ学ニ志シ、相与ニ切磋シ各得ル所アリト雖モ、洋学草昧ノ世ナレバ、書籍甚ダ乏シク、且之ヲ学ブニ師友ナケレバ、遠ク長崎ノ訳官ニ就テ其疑ヲ叩タキ、偶々和蘭人ニ逢バ其实ヲ質セリ。蓋此人々孰レモ英邁卓絶ノ士ナレバ、只管自我作古ノ業ニノミ心ヲ委ネ、日夜研精シ寝食ヲ忘ルルニ至レリ。或ハ伝フ、蘭化翁長崎ニ往キ和蘭語七百余言ヲ學得タリト。是ニ由リテ古人力ヲ用フルノ切ナルト其学ノ難キトヲ察スベシ。其後大槻玄沢、宇田川槐園等繼起シ、降テ天保、弘化ノ際ニ至リ、宇田川槐斎父子、坪井信道、箕作阮甫杉田成卿兄弟及緒方洪庵等接踵輩出セリ。是際ヤ讀書訳文ノ法漸ク開ケ、諸家翻訳ノ書陸續世ニ出ルト雖モ、概ネ和蘭ノ医籍ニ止リテ、旁ラ其窮理、天文、地理、化学等ノ數科ニ及ノミ。故ニ當時此学ヲ称シテ蘭学ト曰ヘリ。蓋是時ト雖モ通商ノ國は和蘭一州ニ限り、其来舶スルヤ唯西陲ノ一長崎ノミナレバ、尚書籍ノ乏シキニ論ナク、總テ修学ノ道甚便ナ

ラザレバ、未ダ隔靴ノ憾ヲ免レズ。然ルニ嘉永ノ季、亜美理駕人我ニ渡来シ始テ和親貿易ノ盟約ヲ結ビ、又其好ヲ英仏露等ノ諸国ニ通ゼシヨリ、我那ノ形勢終ニ一変シ、世ノ士君子皆彼國ノ事情ニ通ズルノ要務タルヲ知リ、因テ百般ノ学科一時ニ興リ、各其学ヲ首唱シ生徒ヲ教育シ、此ニ至リテ始テ洋学ノ名起レリ。是豈文学ノ一大進歩ナラズヤ」

ところで、物事が進むにはかならず段階を経て進む。学問の進歩も同じこと、近世洋学百年の歴史の跡をふり返つて見ると、あたかも、一段一段と階段をよじて高楼をのぼるように、進歩している。すなわち、天保弘化の頃に宇田川榛斎、榕庵父子、坪井信道、箕作阮甫、杉田成卿、立卿兄弟、緒方洪庵のような傑出した学者がぞくぞくと現われたのも、宝暦明和の頃の青木昆陽をはじめ、前野蘭化、桂川甫周、杉田鶴斎、又下つては大槻玄沢、宇田川槐園などの諸先哲が蘭学草分の苦労をして、基礎的な第一段階の仕事をしておいてくれたお蔭であり、現在洋学が盛んなのも、開国通好が一因かもしないが、天保弘化の諸先輩たちが立派な翻訳の仕事をして第二段階を築いておいてくれたからである。このように見てくると、われわれが現在のような洋学の隆盛な時代に遇うことのできたのも、みんな古人の賜ではないか、というのが福沢の近世洋学史観である。この福沢の学問意識の中に、百年にわたる歴史的伝統を受け、その先端に立つてているのだという自覚と、そこに立つことのできたのも諸先輩のお蔭であるという感謝の念とを、はつきり読みとることができる。福沢はそれを次のように書いている。

「顧フニ一事一運ノ將ニ開カントスルヤ、進ムニ必ズ漸ヲ以テス。譬へバ猶樓閣ニ上ルニ階級アルガ如シ。乃チ天保、弘化ノ際、蘭学ノ行ハレシハ、宝暦、明和の諸哲コレガ初階ヲ成シ、方今洋学ノ盛ナルハ、各國ノ通好ニ因ルト雖モ、実ニ天保、弘化ノ諸公之ガ次階ヲ成セリ。然則吾党今日ノ盛際ニ遇フモ、古人ノ賜ニ非ザルヲ得ンヤ。」

ところで、福沢が「慶應義塾之記」を起草するすこし前に、杉田玄白（鶴斎）の書いた『蘭学事始』を読んで、その感激を以て、「慶應義塾之記」の筆を執つたらしい形跡がある。福沢が『蘭学事始』を読んだ時と、「慶應義塾之記」を書

いた時とが、たいして離れていないばかりか、両者の内容を比べて見ると、「慶應義塾之記」の記す近世洋学百年史の第一期に当る部分が、ぴつたり「蘭学事始」全体の記述に符合し、あたかも同じ一枚のフィルムを重ね合わせるように一致しているからである。

しかも、この推定を裏付ける確実な証拠がある。それはあまりにも有名な事件で、世間周知のことではあるが、ただ、その事件と「慶應義塾之記」とが、また、切つても切れない結びつきがある、ということは、あまり知られていないようである。その証拠となる文書とは、福沢が明治二十三年四月一日付で書いた「蘭学事始再版の序」である。

蘭学事始の原稿は素より杉田家に存して一本を秘蔵せしに、安政二年江戸大地震に焼失して、医友又門下生の中にも曾て謄写せし者なく、千載の遺憾として唯不幸を嘆ずるのみなりしが、旧幕府の末年に神田孝平氏が府下本郷通を散歩の折節、偶ま聖堂裏の露店に最と古びたる写本のあるのを認め、手に取りて見れば紛れもなき蘭学事始にして、然かも鶴斎先生の親筆に係り門人大槻磐水先生に賜りたるものなり。神田氏の雀躍想見る可し。直に事の次第を学友同志輩に語り、孰れも皆先を争うて写取り、俄に數本の蘭学事始を得たる其趣は、既に世に亡き人と思ひし朋友の再生に遭うたるが如し。而して之を再生せしめたる恩人は神田氏にして、我輩と共に永く忘れざる所なり。書中の紀事は字々皆辛苦、就中明和八年三月五日蘭化先生の宅にて始めてターフルアナトミアの書に打向い、艤船なき船の大海に乗出せしが如く茫洋として寄る可きなく唯あきれにあきれ居たる迄なり云々以下の一段に至りては、我々は之を読む毎に、先人の苦心を察し、其剛勇に驚き、其誠意誠心に感じ、感極りて泣かざるはなし。迂老は故箕作秋坪氏と交際最も深かりしが、當時彼の写本を得て兩人対坐、毎度繰返しては之を読み、右の一段に至れば共に感涙に啜びて無言に終るの常なりき。斯くて一両年を過ぎ、世は王政維新の変乱と為り、都下の学友輩も諸方に散じて、東西南北唯兵馬の沙汰を聞くのみ。此時に当り迂老は江戸に住居し、独り目下の有様を見聞して、我国文運の命脈甚だ覚束なしと思い、明治元年のことなり月日は忘れたり、小川町なる杉田廉卿氏の宅を訪ひ、天下の騒然復た文を語る者なし、然るに君が家の蘭学事始は我輩學者社会の宝書なり、今是を失うては後世子孫洋学の歴史を知るに由なく、且は先人の千辛万苦して我々後進の為めにせられたる其偉業鴻恩を空うするものなり、就ては方今の騒乱中に此書を出版したりとて見る者もなかる可しと雖も、一度び木に上するときは保存の道これより安全なるなし、實に心細き時勢なれば売弘などは出来ざるものと覺悟して出版然る可し、其費用の如きは迂老が斯道の為

め又先人へ報恩の為めに資く可しとて、持参したる数円金を出し懇談に及びしかば、主人も迂老の志を悦びいよく上木と決し、其頃は固より活版とてはなく、先づ草稿を校正して版下に廻はし、桜の版に彫刻することなれば、彼れ是れ手間取り、発兌は翌明治二年正月のことになりき。即ち今之版本蘭学事始上下二巻、是れなり。爾後不幸にして廉卿氏は世を早うせられ、版本も世間に多からず。然るに今回は全国医学会に於て或は其再版ある可しと云う。迂老の喜び喩へんに物なし。数千部の再版書を普く天下の有志者に分布するは即ち蘭学事始の万歳にして、啻に先人の功勞を日本國中に發揚するのみならず、東洋の一國たる大日本の百數十年前、学者社会には既に西洋文明の胚胎するものあり、今日の進歩偶然に非ずとの事實を、世界万國の人々に示すに足る可し。内外の士人この書を読で單に医学上の一紀事とする勿れ、明治二十三年四月一日、後學福沢諭吉謹誌。

天 真 の 学

近世洋学百年の歴史の伝統を繼承しているという自信と、それに対する感恩の念に次いで來るのが、洋学というものがもつてゐる働きに対する認識と、洋学者の為すべき仕事に対する自覚とである。認識については、「抑モ洋学ノ洋学タル所ヤ、天然ニ胚胎シ、物理ニ格致シ、人道ヲ訓誨シ、身世ヲ嘗求スルノ業ニシテ、眞実無妄、細大具備セザルハ無ク、人トシテ学バザル可カラザルノ要務ナレバ、之ヲ天真ノ学ト謂テ可ナランカ」と記し、また、自覚については、「吾党此学ニ從事スル茲ニ年アリト雖モ、僅カニ一斑ヲ窺ノミニテ、百科浩瀚、常ニ望洋ノ嘆ヲ免レズ。實ニ一大事業ト称ス可シ。然ドモ難キヲ見テ為ザルハ丈夫ノ志ニアラズ。益アルヲ知リテ興サザルハ報國ノ義ナキニ似タリ」と記している。前者は洋学の本質について述べたもので、洋学というものはまず自然をもとにして、事物の定則を窮め、人を道徳にみちびき、人世の活計を立てる業であつて、うそいつわりなく、あらゆるものにわたつてゐるから、人として生れたからには学ばなければならぬ要務である。だからこれを「天真の学」と呼んだらよからう、と云う。後者は、洋学者の使命について述べたもので、われわれ洋学者はすでに何年もこれを勉強しているが、わずかにその一部をかじつたにすぎず、まだまだ学ば

なければならぬことが山ほどあり、「望洋の嘆」をまぬかれぬ。實際これは大事業だが、難しいからといつてしりぞみしては「男子の志」に反するし、利益があるのが判つてゐるのに事を進めないのは「報國の義」にそむくというものだ、と云う。洋学論としてまことに簡にして要を得た文章であるが、福沢のこれまでの勉強が凝つてこの文章になつたものであると同時に、爾後の福沢の洋学論の展開とそれにもとづいた事業のかずかずは、この凝つたものが融けてひろがつたものであると見ることができる。

東洋になくて西洋にあるものは、数理の觀念と独立心である、といふのは『福翁自伝』の有名な文句であるが、洋学は自然界人間界を支配する力を与えるとともに、自己」を制御する力をも与える、と福沢は見ていた。福沢の洋学觀はセルフ・サフィシェントであつて、超自然を要しないものであつた。手放しに明るく、樂天的であつた。そこに十九世紀的性格を見ることができる。

共立学校の制

右のように、慶應義塾の学問の性格がはつきりしたので、次に、どのような学校を立てるかの問題が来る。「蓋此学ヲ世ニ拡メンニハ、学校ノ規律ヲ彼ニ取り、生徒ヲ教導スルヲ先務トス。仍テ吾党ノ士、相与ニ謀テ、私ニ彼ノ共立学校ノ制ニ倣ヒ、一小区ノ学舎ヲ設ケ、コレヲ創立ノ年号ニ取テ、仮ニ慶應義塾ト名ク。今茲四月某日、土木ヲ竣メ、新ニ舍ノ規律勸戒ヲ立テリ。」この一節の眼目は、「彼ノ共立学校の制」である。この時モデルになつた「共立学校」とはどんな学校か。

『慶應義塾紀事』（再版、明治二十一年）の「学規之事」の末尾を見ると、「三十余年來學則は次第に変革して、今日にして前後比較すれば殆ど別種のものの如くなれども、退て考れば此間に大改革とては一回も施行したことなし。唯時勢に従い学

問の進歩に促がされて、識らず知らずの際に徐々として自から改まりたることならん。今後も此法に依らんとて、社中年長の常に注意する所なり」と記してある。この記載によると、時とともに学規は變つたように見えるが、根本の考え方には變りはないというのである。

また、明治二十二年一月の「慶應義塾資本金募集の趣旨」を見ると、「慶應義塾は開基以来三十年、今に至るまで入学生徒の数六千三百余名、卒業生を出すこと五百余名、前後出でて官私百般の事業を執る者、其人員少しとせず。故に義塾の地位は一個の私立普通中学校として視る者なく、世人の意中これを大学校視する者往々少なからず。今これを名実相適の地位に進るには……云々」と記してある。すなわち、世間では慶應義塾を中学校とは見ず、大学校と思つてゐる者が多い、だからいつそ専門学を新設して、名実ともに大学校にしてしまおう、と云つてゐるのである。この事も、前の考え方で行けば、初めから目指していいた方向への成長と見るべきであつて、慶應義塾は初めからこのようになる含みがあつた、という考え方である。しかも、實際には、小・中学のコースをも並存する形で成長してゐる。

右の二つの引用文に、ともに「三十年」とあるのは、幕末十年の福沢塾時代を含めてゐるからであつて、慶應義塾を名乗つてからは「二十年」である。福沢塾時代は準備期であつたと見るべきである。

そこで慶應四年の時点で、「彼ノ共立学校ノ制」をモデルとして取り上げた際にも、福沢はじめ集つて相談した社中の頭の中には、いまはとにかく、将来は大学にという含みがあつた、と想像して間違いはあるまい。教科書は前年渡米の際にアメリカから買つて來たハイ・スクール程度のものを使用したけれども、福沢の私学觀から判断して、モデルにしたのはイギリスのパブリック・スクールあたりであると、わたくしなど考えていて、具体的に特定の学校を念頭においていたのではない、と思っていた。

ところが、『西洋事情』「西航記」「カーメン・E・ブラッカー女史調査報告、ザ・タイムズ及び・ザ・モーニング・ボ

スト所載、日本使節一行動静記事」（慶應義塾百年史 上巻）などを調べているうちに、ロンドンのキングス・カレッジが浮かび上って来た。『西洋事情』初篇卷之一「学校」の項には、「或は一所の学校にて大小相兼るものあり。竜動「キングスコルレージ」府中最も大なる学校の名の如きは学生五百人ありて、楼上は大学校の教を授け、楼下は小学校の教を設く」という記事があり、「西航記」及び「ブラッカー報告」には、文久二年四月一日から五月十五日までロンドン滞在中、（両資料の間に多少の出入と混乱があるが）同カレッヂ附属の病院と学校とを二日乃至三日訪問し、見学している（四月八日、十八日、二十一（一一）日）記事がある。『西洋事情』の記事は、この時の見学にもとづいて書かれたものに間違いない。しかし、これだけでは、確たる極め手にはならないので、次いで、キングス・カレッジの歴史を調べて見たところ、次の諸点が判明した。

(一) キングス・カレッジは、一八二七年進歩的な人々が勅許をうけずにロンドンに立てた「大学」に対する対抗馬として、保守派の人達が、一八二九年勅許を獲て二年後に開いたものである。だから保守的な面もあるが、学科などは、劍牛二大学のそれよりはるかに新時代的で、しかもジェネラル・エデュケーションの性格を全体として持つていた。そして、キングス・カレッジ・スクールと称する準備コースをもつ中学校が附設されていて、この学校の方が二年早く、一八二九年に開設されている。

(II) キングス・カレッジ・スクールは、十九世紀初頭の新情勢を背景に、中産階級の教育要求にこたえて出来た多くの中学校の一つであつて、九大パブリック・スクールと地方のグランマード・スクールとの特徴を折衷したような型の学校で、寄宿学校でなく学費も安く、教科にも古典的なもののほか、数学・科学・近代語が加えられ、財團經營で、所謂 Proprietary School であつた。全体として見て、パブリック・スクールの長所を真似た学校であつた。パブリック・スクールはノン・ローカルで寄宿が特徴であるが、キングス・カレッヂ・スクールは通学学校（デイ・スクール）で、いわば都会

型パブリック・スクールであつた。(当時の慶應義塾が、ノン・ローカルで日本全国から学生が来学してきたのと対照的である。) この種の学校を当時英國社会が要求したのだ。

(三) 文久二年(一八六二)福沢がロンドンに滞在していた当時は、ロンドンの二つのカレッジ、すなわち、ユニヴァーシティ・カレッジ(一八三六年の名を許された)とキングス・カレッジは即かず離れずの関係で存在していて、ユニヴァーシティ・カレッジにも、ユニバーサルティ・カレッジ・スクールと称する、全くキングス・カレッジ・スクールと同じ性格の学校(一八三三設立)が附設されていたが、福沢はこの方は見学しなかつたらしい。この両カレッジが合体して、現在のロンドン大学に成つたのは二十世紀に入つてからのことである。

以上のようなことが明らかになつたが、これを基にして考へると、キングス・カレッジ、あるいは、キングス・カレッジ・スクールを意識的に名指していたとははつきり云えないまでも、「彼の共立学校ノ制」という語の意味するものが、どのようなものであつたか、ということが、いくらか判明したようだ。

社中の協力と将来への期待

「慶應義塾之記」は社中の協力と勉励とに期待する文章を以て結びとしている。すなわち、社中にむかつて、「吾党ノ士、千里笈ヲ担フテ此ニ集リ、オヲ育シ智ヲ養ヒ、進退必ズ礼ヲ守リ、交際必ズ誼ヲ重ンジ、以テ他日世ニ済ス者アラバ、亦國家ノ為ニ小補ナキニアラズ」と云つて、大いに勉励これ努め、世の中の為に働く、と説き、「且又後來此擧ニ倣ヒ、益々其結構ヲ大ニシ、益々其会社ヲ盛ニシ、以テ後來ノ吾曹ヲ視ルコト猶吾曹ノ先哲ヲ慕フガ如キヲ得バ、豈亦一大快事ナラズヤ」と云つて、将来義塾を益々盛大にして、今われわれが諸先哲を慕つてゐるように、後進をしてわれわれを敬慕させることができたならば、なんと愉快なことではないか、と述べ、「嗚呼、吾党ノ士、協同勉励シテ其功ヲ奏セヨ」と

結語（未訳）

British Educational Terms. 1936.

3. Curtis, S. J., History of Education in Great Britain.
1961 (Fourth ed.)

附記 参考文献摘要

A、「余社」に関するもの

1. 『慶應義塾百年史』 上巻・中巻(前)

2. 『慶應義塾紀事』に關する若干の考証(支那語)十九卷第1号

B、「義塾」に関するもの

1. 和波「教育学辞典」(支那教育史・清代—諸橋轍次、塾—牧野巽(°))

11. 陶南邨著『輶耕錄』泰東図書局中華民国十一年。中古書類に
て、「義塾」の語の例として『輶耕錄』中の左の文を引く(周待
制月巖先生仁栄買地於府城之鄭程兒坊剏義塾以淑後進築礎時掘地
深纔數尺有青石獲雙硯硯有款識乃唐鄭同虔故物塾既成遂名雙硯
堂)。元末のことなり。この語の初出か。

11. 「聚正義塾」のいふ——遠藤泰助『舊天滿天神信懇の教育史
的研究』

四、小川泰子著『清代義学設立の概観』(挿文)

五、松村祐次著「清代の紳士」(『橋論叢第四回巻六』)

C、「私立学校」に関するもの

1. Barnard, H. C., History of English Education, From 1760. 1961. (second ed.)
2. Barnard, H. C. and Lauwers, J. A., A Handbook of

『新編座慶應義塾大辭典』に關する若干の細説

芝新錢坐慶應義塾之記

慶應義塾之記

今矣ニ會社ナ立テ義塾ナ創ノ同志諸子相共ニ講究、初確レ以テ洋學ニ從事スルヤ事本ト私ニアクアケ、ク之ヲ世ニ公ニシ士民ノ問ハズ苟モ志アルセノテシテ來學セシメンヲ歎スルナリ抑モ洋學ノ由テ奥リレ其始ク尋ルニ皆享保ノ頃長崎ノ譯官某等和蘭通志ノ便ア計リ其國ノ書ヲ讀習ハント許ヘシガ速ニ允可ア賜リス即ナ我邦ノ人横行ノ文字ヲ読習ルノ始メナリ其後室脣明和ノ漢音本元陽命ヲ奉レテ其學ヲ首唱レ又前野蘭化桂川甫周杉田鶴齊等起リ專精シテ以ナ和蘭ノ學ニ志シ相与ニ切磋レ各得ル所アリト雖セ洋學草昧ノ世ナレハ書籍喜走シク

且之ヲ學フニ師太ナケレハ遠ク長崎ノ譯官ニ就ノ其疑ヲ叩タキ偶和蘭人ニ逢ハ其实ヲ贊セリ蓋此人々孰レモ其邁卓絶ノ士ナレハ只管自我作古ノ業ニノミ心ヲ委子日夜研精シ寢食ヲ忘ル、ニ至レリ或八傳フ蘭化翁長崎ニ往キテ和蘭語七百餘言ヲ學得タリト是ニ由テ古人力ク用ニルノ切ナルト其學ノ唯キトヲ察スベシ其後大觀玄澤宇田川槐園等繼起シ降テ天保弘化ノ際ニ至リ宇田川株林父子坪井信道箕作阮甫杉田成鄉兄弟及諸方洪庵等接踵輩出セリ是際ヤ読書訳文ノ法漸々開ケ諸家譜訳ノ書陸統世ニ出ルト雖モ概子和蘭ノ医籍ニ止リテ旁ノ其寫理天文地理化學等ノ數科ニ及ノミ故ニ當時缺學

称シテ蘭學ト曰ヘリ蓋是時ト雖モ通商ノ國ハ和蘭一州ニ限リ其來船スルヤ唯西陸ノ一長崎ノミナレハ尚書蔵ノ乏キニ論ナク總テ修學ノ道甚便ナテサレバ未夕隔靴ノ憾ヲ免レズ然ルニ嘉永ノ季亞美理駕人我ニ渡來シ始テ和親貿易ノ盟約ヲ結ヒ又其好ラ英佛魯等ノ諸國ニ通セヨリ我邦ノ形勢終ニ一妻シ世ノ士君子皆彼國ノ事情ニ通ヘルノ要務タルヲ知リ因テ百般ノ學科一時ニ與リ各其學ヲ首唱之生徒ヲ教育シ此ニ至リテ始テ洋學ノ名起レリ是豈カントスルヤ進ムニ必入漸々以テス譬へハ猶樓閣ニ上ルニ階級アルカ如シ乃チ天保弘化ノ際蘭學ノ

行ハレシハ室暦明和ノ諸哲コレガ初階ヲ成ニ方今

洋學ノ盛ナムハ各國ノ通好ニ因ルト雖ニ實ニ天保

ニ遇テセ古人ノ賜ニ非サルヲ得ニヤ抑モ洋學ノ以

テ洋學タル所ヤ天然ニ胚胎シ物理ヲ格致シ人道ヲ

訓誨シ身世ヲ嘗求スルノ業ニシテ真実無妄細大備

具セザルハ無ク人トシナ学バサル可ラナルノ要務

トレハ之ノ天眞ノ学ト謂ナ可ナランカ吾黨此學ニ

従事スル茲ニ年アリト雖氏僅タニ一班ヲ窺ノミニ

テ百科浩瀚常ニ望洋ノ嘆ク先レバ宋ニ一大事業ト

称ス可シ然ニ唯キヲ見テ為サルハ大夫ノ志ニアラ

ス益アルヲ知ナ奥サ、ルハ報潤ノ義トキニ供クリ

益此學ノ世ニ擴ノンニハ學校ノ規律ヲ彼ニ取リ生

徒ヲ教道スルヲ先務トス仍テ吾黨ノ士相与ニ謀テ

私ニ彼ノ共立學校ノ制ニ傍ヒ一小區ノ學舎ノ設ケ

コレヲ創立ノ年號ニ取テ假ニ慶應義塾ト名ナ今蓋

四月某日土木功ヲ竣メ新一舍ノ規律勸戒ナ立テリ

冀クハ吾黨ノ士千里跋々携フテ此一集リ才ヲ育ム

智ヲ養ヒ進退必々禮ヲ守リ交際必ス誠ヲ重シ以テ

他日世ニ濟ス者アラバ亦國家ノ為ニ小補ナキニア

ラズ且又後來此舉一飭ヒ益其結構ヲ大ニシ發其會

ア慕フカ如キヲ得ハ堂亦一大快事ヲスヤ喝呼音

黨ノ士協同勉勵レテ其功ヲ奏セヨ

○規則

一會社人々務チ義塾ノ學問ノ盛ニセンヲ欲シ其風

習ノ整齊ニセンタメ則チ安定期限ノ紀律左ノ

如シ

一眠食都テ清潔ヲ心挾ヘシ

一金銀ノ貸借ノ禁ス

一門ノ出入ハ夜五半時ノ限ル

一夜中音詫ヲ禁ス

一毎朝早起夜具ヲ片付私席ヲ掃除ベシ

一戸障子壁其外銘セノ行燈ヘモ樂喜一切無用クル

ベシ

一表長屋ノ窓ヨリ物ヲ買ヒ或ハ往來ノ人ト談話ス

ベカラズ

一社中ノ人ハ元未文ヲ事トスルモノナレハ何等ノ

事故有トセ抜刀不致ハ勿論假令ニ刀ヲ拔候節士

私席ニテ無用クルヘク必起中ノ執事ハ御宿講堂

ノ傍人ナキ是ニア前ヲ脱スベシ

一外人ハ應接ハ必ず懇接ノ間ニ於テスヘシ或ハ知

己學友等不得止向ハ私席ヘ被内イタシ不苦トイ

ヘトニ鄰席ノ始相接ヘクニ皆遠慮スベキ事

一塾中出入ノ商人等ハ要用有之節ハ食堂ノ上リ且

テ其月ヲ弁スヘシ都テ塾僕ノ外十人ハ一切塾

中ヘ入ルベカラズ

一 講説會讀素読一切講堂於テシ私席へハ可成大
直ニ近スクコトナルベシ

一 講堂ノ掃除ハ三人ヲ一組トシ一週日ノ間是ヲ引
受終レハ次ノ組合ニテ又一週日ヲ引受ベシ

一 但講堂ノ掃除トハ毎朝拂曉ニ窓戸ヲ開キ塵拂
ニテ障子其外ヲハタキ拂ニテハキイタシ曉八

入窓ガラスル事ナリ拂側其外ヲ拭フ事ハ整
儀職令ナリ

一 外人應接、為毎日一人ツ、順番ヲ立應接ノ間ニ
テ書ヲ読ミ傍、其用ヲ便々ヘシ

一 會讀講義素読終レハ直ニ掃除スベシ但此掃除公
外來ノ社中、テ引受ベシ

一 右之條々相守若シ不便ノ事アラハ五ニ商議シテコ
レナ改ムベシ

○食堂規則

一 食事ハ朝暮八時至第十二時夕暮五時ト定ム

一 但シ日ノ長短ニ従テ次第ニ其差アルベシ

一 食事ノ報告第一拵ヲ聞テ各用意シ第二拵ヲ聞テ
食持ニ就キ第二拵ヨリ食終ルマテ西洋一時ヲ限

トス此期限ニ後ル、者ハ其次第ヲ食堂監ヘ申出
ベシ但シ期ニ後レテ食スル者ハ食後自分ニテ掃
除スベシ

一 此掃除トハ自分ノ用ヒシ食持矣ニ其邊ノ汚穢

一 テ拂ヒフキンニテ拭フ事ナリ

一 一會席ニテ飲食スルヲ禁ス飲食ノ器ヲセ坐右ニ置
ベタラズ

一 三度常食ノ外私ニ食堂ニテ飲食スルモノハ必其
跡ヲ掃除スベシ

一 一日曜日ハ素ヲ休ミ午後第二時ヨリ食堂ニテ飲食
勝手次第シ大酒ヲ用ヒ安ニ大声ヲ發スルハ辰
禁ナリ

一 一食持ヲ食堂外ヘ持出シ或ハ他ノ用ニ供スベカ
ズ但シ讀書正坐ニ倦ミ暫食持上ニテ書ヲ讀ム事
ハ不禁

一 一年後晩食後ハ木ノボリ玉遊等シムナスナシ人法
従ヒ種々ノ戲イタシ勉ナ身軽ヲ運動スベシ

一 右之條々相守若シ不便ノ事アラハ五ニ商議シテコ
レナ改ムベシ

○入社規則

一 一會社ニ入ル者ハ其式トレテ金壹兩可相納事

一 一入塾之席ハ塾僕ヘ金武朱可違事

一 一外宿之社中ハ毎月金武朱完可相納事

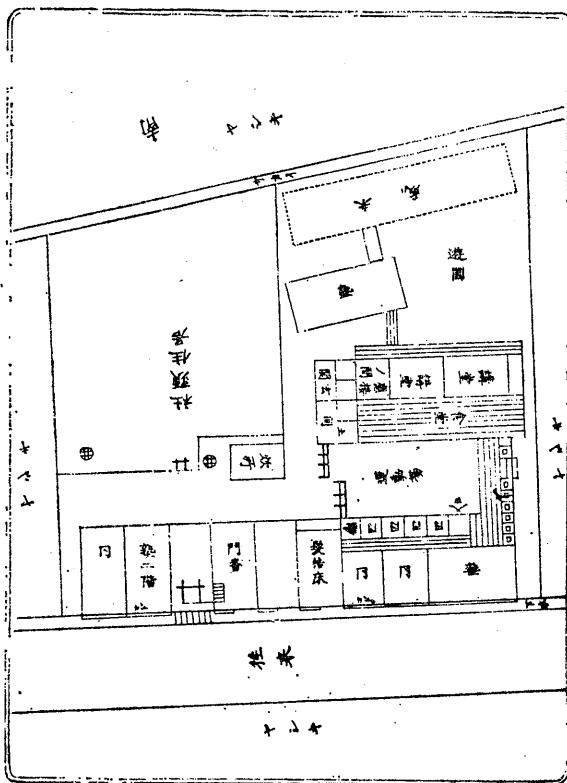
一 一入塾之證人ハ本人在塾中其一身之事証悉シ可引
文

慶應四年戊辰四月

慶應義塾同社

課	福澤 論吉
一 総理書講義	火曜日木曜日土曜日 朝第十時ヨリ 小幡萬次郎
一 合衆國歴史講義	月曜日水曜日金曜日 朝第十時ヨリ 村上辰次郎
一 窮理書講義	月曜日木曜日 午後第一時ヨリ 小幡萬次郎
一 萬國歴史會讀	火曜日金曜日 午後第一時ヨリ第4時迄 永嶋良次郎
一 窮理書會讀	水曜日土曜日 午後第一時ヨリ第4時迄 柏山 挑庵
一 人身窮理書會讀	月曜日木曜日 午後第一時ヨリ第4時迄 小幡萬次郎
一 地理書素讀	月曜日木曜日 午後第一時ヨリ第4時迄 西洋事情外篇 初巻ニ云ヘルアリ人若シ其天與 人オカツ活用スルニ當テ心身ノ自由ヲ得サレハ才 力共ニ用ナ為キス故ニ世界中何等ノ國ヲ論セズ何 等ノ人種タルナ間ハス人々自カテ其身体ヲ自由ニ スルハ天道ノ法則トリ即ナ人ハ其人ノ人ニシテ稍 天下ハ天下ノ天下ナリト云フカ如シ其生ル、ヤ束 縛セラル、才ナク天ヨリ附與セラレタル自主自由 ノ通義ハ賣ル可ラス亦買フ可ラス人トシテ其行ヲ 正フニ他ノ妨ナ為スニ非セハ云々ト 春來國事多端迷ニ千戈ヲ動カスニ至リ帷帳ノ士八 内ニ蕉鹿シ干役ノ兵ハ外ニ曝骨シ人情物念テ今
一 文典素讀	日曜日ノ外毎日 朝第9時ヨリ 小泉 信吉
一 窮理初步	日曜日ノ外毎日 朝第9時ヨリ第10時迄 柏山 挑庵
一 窮理初步	日曜日ノ外毎日 朝第9時ヨリ第10時迄 小幡甚二郎
一 文典素讀	日曜日ノ外毎日 朝第9時ヨリ 小泉 信吉
一 窮理初步	日曜日ノ外毎日 朝第9時ヨリ第10時迄 柏山 挑庵
一 窮理初步	日曜日ノ外毎日 朝第9時ヨリ第10時迄 柏山 挑庵
一 窮理初步	日曜日ノ外毎日 朝第9時ヨリ第10時迄 柏山 挑庵

中元祝酒之記
西洋事情外篇 初巻ニ云ヘルアリ人若シ其天與 人オカツ活用スルニ當テ心身ノ自由ヲ得サレハ才 力共ニ用ナ為キス故ニ世界中何等ノ國ヲ論セズ何 等ノ人種タルナ間ハス人々自カテ其身体ヲ自由ニ スルハ天道ノ法則トリ即ナ人ハ其人ノ人ニシテ稍 天下ハ天下ノ天下ナリト云フカ如シ其生ル、ヤ束 縛セラル、才ナク天ヨリ附與セラレタル自主自由 ノ通義ハ賣ル可ラス亦買フ可ラス人トシテ其行ヲ 正フニ他ノ妨ナ為スニ非セハ云々ト 春來國事多端迷ニ千戈ヲ動カスニ至リ帷帳ノ士八 内ニ蕉鹿シ干役ノ兵ハ外ニ曝骨シ人情物念テ今



日ニ至ル於是世ノ士君子或ハ筆ヲ投テ我軒ヲ專トスルアリ或ハ一書生クルヲ憐テ百夫ノ長クラントスルアリ或ハ農ナ廢シテ兵タル者アリ商ヲ轉レテ士タル者アリ士ヲ志商ヲ管ム者アリ事績紛紜物論喋々本文事ヲ顧ルニ違アラズ嗚呼是革命ノ世ニ道ル可ラサルノ事矣ナル可キノミ此降ニ當ナ獨哉義塾同社ノ士固ク舊物ナ守テ志業ヲ変ゼズ其好み所ノ書ヲ讀ミ其尊フ所ノ道ヲ修メ日夜茲ニ講究レ起居常時ニ異ナル丁ナレ以テ悠然世ト相居ナ達迹内外ノ新聞ノ如キセコレヲ聞クナ好マス唯自信レ自樂ミ其道ヲ達スルニ汲々タレハ人亦コレニ告ヒ新聞ナ以テスル者少ク世間ノ情態示何様ナルナ

九・八・社中自テ此塾ヲ評シテ天下ノ一桃源小稱レ其景況全ラ世ト相久スルニ似タリ然リト虽モク事理ヲ評シ其由ル所其安スル所ヲ視察セ八人食其才ニ所長アリ其志ニ所好アリ所好ハ必ス長ニ所長ハ必ス好ム今天下ノ士君子專ラ世事ニ執掌シ干城ノ業ヲ事トスルセ或ハ此ヲ待サルニ出ルト虽モ自己ノ其所長所好トカラサルヲ得ス故ニ彼ノ士君子モ天典ノ自由ヲ得ナ其素志ヲ施スモノト云フ可レ又我黨ノ士幽窓ノ下ニ居テ秋夜月光ニ講究スル了白日ニ異ナル丁ナキヲ得テ修心開知ノ道ヲ樂ミ私ニ濟世ノ一班ヲ達スルハ堂宇天典ノ自由ヲ得ルモノトガサル可ケンヤ然ハ則チ我輩ノ所業其取ハ世情

ト相天スルニ似タリト虽モ其美ハ失心天道ノ法則
従テ天賦ノオカナ肉エルノ外ナラナレハ安穀ノ間毫モ相戾ナシナシ前日ノ事既ニ已ニ斯ノ如レ後日ノ事亦將ニ斯ノ如クナルヘナレハ我黨ノ士自テ阿ヲ大自ラ曲ケス已ニ誇ル丁ナト人ヲ卑ム丁ナク夙夜業ヲ勉テ天ノ我、與フル所ノモノヲ慢ニスルコナクシハ堂唯社中ノ慶ノミナラン柳セ天ノ矢矢チ妻ナヘルノ深意ナル可レ本日遇中元同社手カラ酒肴ヲ調理レ一杯ヲ奉テ大運ノ地・堅ナニア祝ス
慶應四年戊辰七月
慶應義塾同社
誌